

東かがわ市告示第140号

東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱（令和7年12月16日付け7農振第2139号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び防災・減災地域共同活動支払交付金実施要領（令和7年12月16日付け7農振第2141号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者は、交付等要綱別紙1の第2に定める対象組織（以下「対象組織」という。）とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付対象経費は、対象組織が、交付等要綱別紙1に規定する防災・減災地域共同活動に要する経費とする。

(交付金の交付額等)

第4条 交付金の交付額等は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする対象組織の代表者（以下「補助事業者」という。）は、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添え、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、その内容を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定をする場合において、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業について別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の申請は、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、その適否を決定し、適当と認めたときはその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(交付金の概算払)

第8条 市長は、既に着手した補助事業で必要と認めるものについて、交付金の概算払をすることができる。

2 概算払によって交付金の交付を受けようとする補助事業者は、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遅延等)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金実績報告書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後に

において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）を速やかに市長に提出するとともに、これを市に返還しなければならない。

4 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、次条に規定する額の確定のあった日の翌年6月30日までに、様式第5号により市長に報告しなければならない。

5 第3項の規定にかかわらず、補助事業者が消費税の納税の義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の市長への提出をもって交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書による報告とみなすことができる。

（交付金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による交付金の額の確定通知を受けたときは、速やかに東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）法令又はこの要綱に違反したとき。

（2）交付金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）交付金の交付の条件に違反したとき、又は補助事業に関して不正があったとき。

（4）不正の手段により交付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（5）補助事業の実施が著しく不相当と認められたとき。

（6）交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

附 則

この告示は、令和7年12月26日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

事業	経費の内容	交付金の交付額	重要な変更
防災・減災地域共同活動支払交付金	交付等要綱別紙1により対象組織が防災・減災地域共同活動支払交付金に係る事業に要する経費	(1) 基本単価 (10a 当たり)	交付金額の増減
		田 4,400円	
		畑 2,000円	
		草地 400円	
		* 直営施工を実施しない活動組織の防災・減災地域共同活動支払の単価は、5/6単価となる。 ただし、令和6年度に多面的機能支払交付金の資源向上支払（長寿命化）を行っている場合は、同年度を含む当該活動期間中に限り、多面的機能支払交付金実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織の防災・減災地域共同活動支払の単価は5/6単価となる。	

様式第1号（第5条関係）

東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金 交付申請書

年 月 日

東かがわ市長 様

[対象組織]

組 織 名

代表者氏名

年度において下記のとおり事業を実施したいので、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を申請する。

記

1. 交付申請額 _____ 円

2. 交付申請額の内訳

(単位：a, 円)

事 業	交付対象面積	交付金額
防災・減災地域共同活動支払交付金		

様式第2号（第7条関係）

東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金 変更承認申請書

年 月 日

東かがわ市長 様

〔対象組織〕

組 織 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、下記
のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、東かが
わ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付要綱第7条の規定により、承認されたく申請する。

記

記載事項は、様式第1号の記に準ずる。

注： 記の記載においては、変更後の交付対象面積及び交付金額を容易に比較対照できるよ
うに、変更を行う部分のみ変更前を上段に括弧書きで記載すること。

様式第3号（第8条関係）

東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金 概算払請求書

年 月 日

東かがわ市長 様

[対象組織]

組 織 名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり概算払により交付されたく請求する。

記

1. 請求金額 _____ 円

2. 請求金額の内訳

(単位：円)

事 業	交 付 金 額
防災・減災地域共同活動	
合 計	

3. 支払の方法

口座 振替払 ☐	銀行 店										現金払 ☐	〔隔地払〕 県外 送金 ☐	小切手 払 ☐	印影届
	預金種目					口座番号								
	当座 ☐	普通 ☐												
	(フリガナ) 口座名義													

- 注：1. 現金払いは、指定金融機関の店舗名を記入すること。
 2. 印影届は、現金払いの場合に請求印と同じ印を押すこと。
 3. 請求書が2葉以上になる場合は本書と割印すること。

様式第4号（第10条関係）

東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金 実績報告書

年 月 日

東かがわ市長 様

[対象組織]

組 織 名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年 月 日
付け 第 号で変更通知）のあった事業について、下記のとおり実施したので、東かが
わ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告する。

記

記載事項は、様式第1号の記に準ずる。

注：1. 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、
帳簿の写しのいずれかを添付すること。

様式第 5 号 (第10条関係)

年度 防災・減災地域共同活動支払交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

東かがわ市長 様

[対象組織]

組 織 名

代 表 者

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった防災・減災地域共同活動支払交付金について、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付要綱第 10 条に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 金 円

4 交付金返還相当額 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

なお、地域協議会が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること

- ・ 消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・ 地域協議会が、消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

- ・ 金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。
- ・ 地域協議会が、法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける地域協議会の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 地域協議会が、消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第 6 号 (第12条関係)

東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金 交付請求書

年 月 日

東かがわ市長 様

[対象組織]

組 織 名

代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付金の額の確定通知のあったこの事業について、東かがわ市防災・減災地域共同活動支払交付金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付されたく請求する。

記

3. 請求金額 _____ 円

4. 請求金額の内訳

(単位：円)

事 業	交 付 金 額
農地維持支払交付金	
合 計	

3. 支払の方法

口座 振替払 ☐	銀行 店										現金払 ☐	(隔地払) 県外 送金 ☐	小切手 払 ☐	印影届
	預金種目		口座番号											
	当座 ☐	普通 ☐												
	(フリガナ) 口座名義													

- 注：1. 現金払いは、指定金融機関の店舗名を記入すること。
2. 印影届は、現金払いの場合に請求印と同じ印を押すこと。
3. 請求書が2葉以上になる場合は本書と割印すること。